

2022 年度 調査報告書

東京都における
障害者スポーツ施設運営に関する研究

笹川スポーツ財団

〔共同研究者〕

(公社) 東京都障害者スポーツ協会

目次

I 研究概要

1. 研究目的
2. 用語の定義
3. 先行研究

II 調査概要

1. 東京都内のサテライト施設、地域のその他社会資源の潜在的ニーズ調査
2. 障害者専用スポーツ施設のあり方
3. 障害者専用スポーツ施設における専門職のあり方
4. 調査の実施体制

III 主な調査結果

IV 調査結果(詳細)

1. 東京都内のサテライト施設、地域のその他社会資源の潜在的ニーズ調査
 - (1)施設設置者
 - (2)所管部署
 - (3)施設管理
 - (4)障害者の利用状況
 - (5)障害者の利用者数
 - (6)付帯施設
 - (7)付帯施設の障害者の利用状況
 - (8)実施種目
 - (9)障害者スポーツ指導に関する資格保有者
 - (10)利用料の徴収
 - (11)主催事業
 - (12)障害者利用における施設整備や備品等での工夫・配慮
 - (13)障害者利用における施設スタッフの工夫・配慮
 - (14)障害者の利用促進にあたっての不安・懸念点
 - (15)東京都障害者総合スポーツセンターの認知度
 - (16)東京都多摩障害者スポーツセンターの認知度
 - (17)障害者スポーツセンターとの連携・協働に向けて重要なこと
 - (18)障害者の利用において連携・協働している施設・組織
2. 障害者専用スポーツ施設のあり方
3. 障害者専用スポーツ施設における専門職のあり方

V まとめと考察

VI 提言

VII 実施体制

VIII 参考文献

注)「しょうがい」の用語は、「障がい」「障害」「障碍」などがあるが、本報告書では、固有名詞以外は、法律上の「障害」を使用した。

I. 研究概要

1. 研究目的

本研究は、地域の障害者が身近な地域で運動・スポーツに親しめる環境を整備するための効果的な施策や取り組みを検討するために、地域の障害者スポーツの拠点となる障害者スポーツセンターの役割と備えるべき機能、および障害者スポーツセンター以外の障害者優先スポーツ施設や一般の公共スポーツ施設、地域のその他社会資源の役割と備えるべき機能を明らかにし、地域における障害者スポーツセンターを含めた関連施設のあり方を提言することを目的に実施した。

2. 用語の定義

本研究における障害者が利用するスポーツ施設に関する用語を以下の通り定義した(図表 1-1)。

① 障害者専用・優先スポーツ施設

SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」で明らかにした 150 施設が該当する。

② 障害者スポーツセンター

障害者専用・優先スポーツ施設のうち、(公財)日本パラスポーツ協会「障がい者スポーツセンター協議会」加盟の 24 施設が該当する。障がい者スポーツセンター協議会は、施設の運営における諸問題等に関する意見交換や交流の場として 1984 年に「身体障害者スポーツセンター協議会(現・障がい者スポーツセンター協議会)」として発足した。

③ 障害者専用スポーツ施設

障害者スポーツセンターのうち、障害者のみが利用可能な施設。全国では、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、名古屋市障害者スポーツセンター、大阪市長居障がい者スポーツセンター、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの 5 施設が該当する。

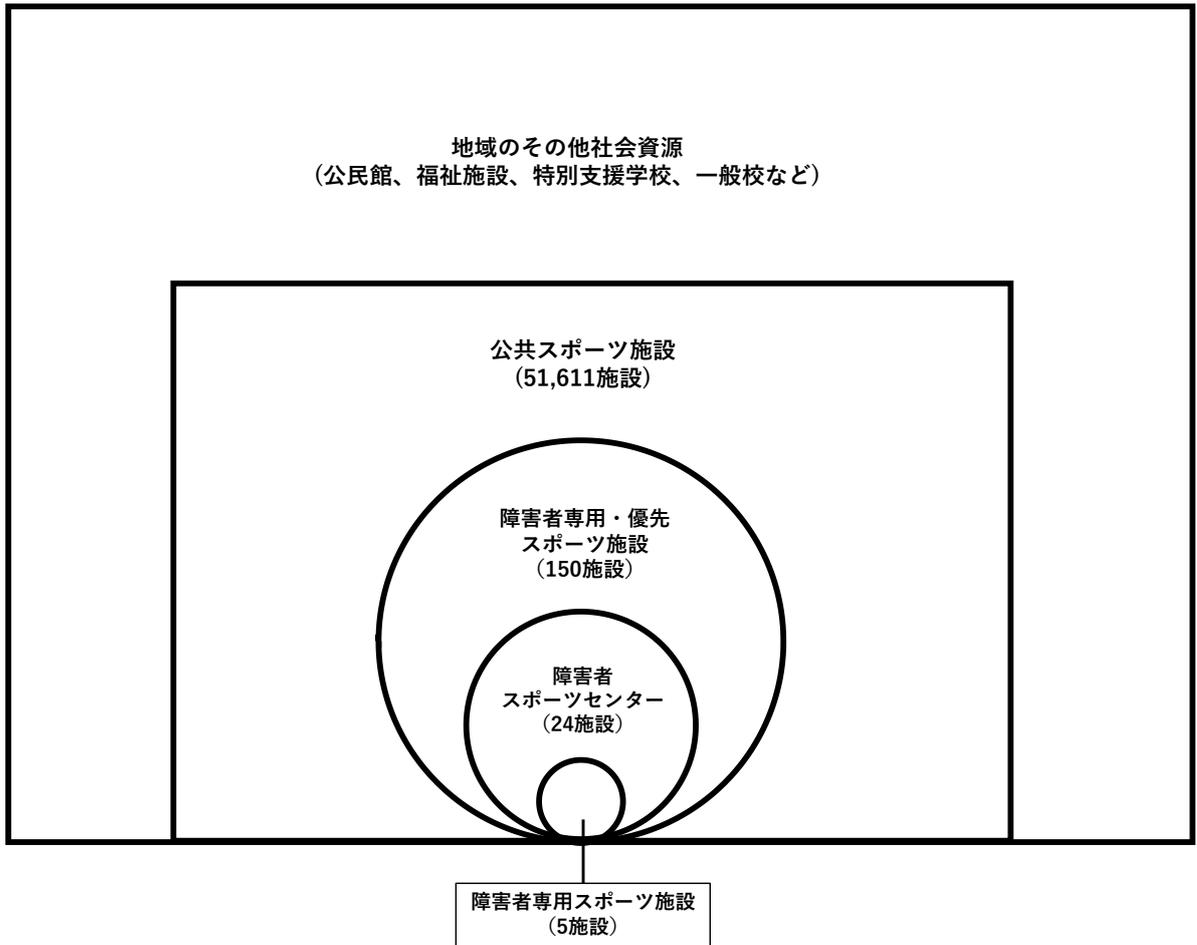
④ 公共スポーツ施設

「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」(4,630 施設)と「社会教育施設」(46,981 施設)を合わせた 51,611 施設が該当する。

⑤ 地域のその他社会資源

スポーツ以外の目的で使用されている公民館や福祉施設、特別支援学校や一般校などの地域の社会資源が該当する(①～④を除く)。

図表 1-1 障害者が利用できる地域の社会資源の概要



3. 先行研究

SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」では、地域の障害児・者のスポーツ環境の整備において、障害者専用・優先スポーツ施設をはじめとした地域のスポーツ施設のネットワーク化の必要性を政策提言した(図表 1-2)。提言では、地域との関わりのなかで既存の社会資源を活用して、日常的にスポーツに取り組める環境づくりが重要であると考え、地域の施設をハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源の3タイプに分類し、ネットワーク構築を提案している。3タイプの定義は以下の通りである。

① ハブ施設

障害の程度が軽度から重度まで、スポーツの競技性や志向に至るまで、多種多様なニーズに対応できる専門家を有している障害者スポーツセンターをハブ施設と定義する。

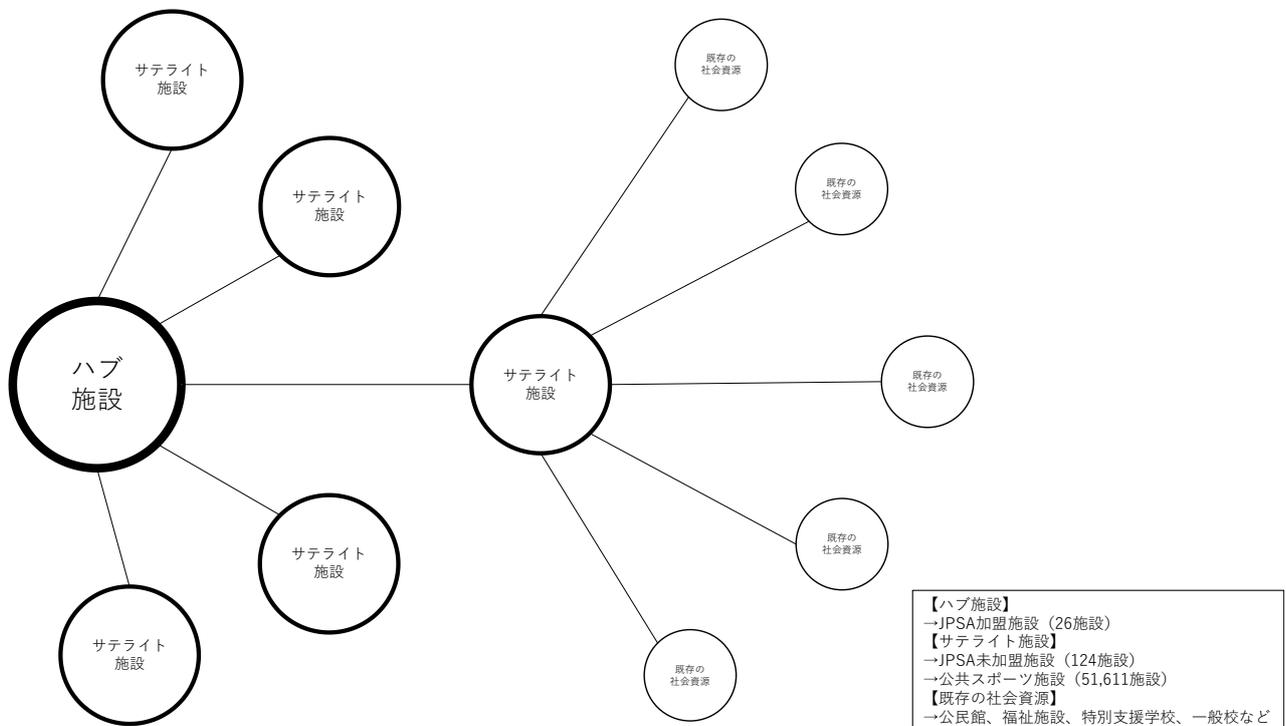
② サテライト施設

障害者専用・優先スポーツ施設 150 施設のうち、前述のハブ施設を除いた 124 施設と、スポーツ庁「体育スポーツ施設現況調査」(2019 年)において、公共スポーツ施設とされる「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」(4,630 施設)と「社会教育施設」(46,981 施設)を合わせた 51,611 施設をサテライト施設と定義する。

③ 既存の社会資源

ハブ施設、サテライト施設以外で、すでにスポーツ以外の目的で使用されている公民館や福祉施設、特別支援学校や一般校などを既存の社会資源と定義する。(本研究では、社会資源をより広義に捉えるため「地域のその他社会資源」とする)。

図表 1-2 ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源と地域との関係



SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」(2022)